

No	項目	内容	回答	回答日
1	現地見学会	現地見学会とは別で後日あらためて現地調査を行うことは可能でしょうか。	●不可とします。	2月6日
2	現地見学会	現地見学会の際のボーリング調査資料について、現物を持ち帰ることは可能でしょうか。	●不可とします。	2月6日
3	募集要領	募集要領第2の10の実績について、本事業において弊社が設置依頼する施工事業者の実績で問題ないでしょうか。	●問題ありません。	2月6日
4	募集要領	募集要領第6の項目1において、類似する施工実績は弊社が設置依頼する施工事業者の実績で問題ないでしょうか。	●施工業者を含め、総合的に判断して採点を行います。	2月6日
5	募集要領	本件が不調となった場合にはどのような対応となりますでしょうか。	●不調となった際に、今後の対応を検討します。	2月6日
6	仕様書（案）	本件の『補給電力』に弊社が別途宮城県内で調達している太陽光の電力（オフサイトPPA）を含めることは問題ないでしょうか。	●仕様書（案）6（2）キを満たせば、問題ありません。	2月6日
7	仕様書（案）	『補給電力』において弊社が設定する「燃料調整費」は旧一般電力事業者の燃料調整費と同一となり、毎月変動があるものですが問題ないでしょうか。	●仕様書（案）6（2）カのとおり、問題ありません。	2月6日
8	仕様書（案）	東北電力ネットワーク株式会社の託送供給等約款上の託送料金が変更する場合、『PPA電力』『補給電力』の契約単価を変更することは可能でしょうか。	●仕様書（案）6（1）オ及びカのとおり、PPA電力については、原則不可とします。 ●仕様書（案）6（2）カのとおり、補給電力については、可とします。	2月6日
9	仕様書（案）	供給開始後下記状況になった際、契約単価変更の協議は可能でしょうか。 ・旧一般電気事業者の電気料金が改定された場合、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、その他国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、卸電力取引所における取引価格の高騰を含みますが、これらに限られません。）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 ・契約期間中の電気の需要予測とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合	●いずれも協議可能ですが、変更の可否については、仕様書（案）や別紙5「予想されるリスクと責任分担」等に基づき、判断します。	2月6日
10	募集要領	<募集要領第6 評価基準・配点> 評価項目4「補給電力」と評価項目7「電気料金（概算）」について確認させてください。 評価項目7では「PPA 電力と補給電力の合算による年間電気料金」が評価対象とされていますが、評価項目4にも「価格や供給量の観点」との記載があります。 この場合、年間電気料金の安価性（総額）は主に評価項目7で評価されるという理解でよろしいでしょうか。 また、評価項目4の『価格の観点』は、料金水準ではなく供給計画の妥当性・安定性に関する評価と理解して問題ないか、併せてご教示ください。	●お見込みのとおりです。	2月26日
11	募集要領	<公募要領第9項> 審査結果通知後に県と事業者予定者が協働して仕様を調整・決定し、その後、実施協定および電力供給契約を締結する旨が記載されています。 本業務に係る電力供給契約の具体的な条件（契約単価の詳細、費目構成、供給条件等）については、事業者選定後に、県と事業者予定者との協議を経て確定するという理解でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
12	募集要領	<募集要領「第6 評価基準・配点-4. 補給電力（配点10点）> 評価の視点としては、補給電力そのものの価格や供給量の安定性に加え、補給電力に付随する非化石証書についても、調達方法や調達期間の確実性、供給の安定性等を含めて総合的に評価されるという理解でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
13	募集要領	募集要領 第4応募手続き 1対象地にかかる資料提供の申し出より、発電地について東北電力ネットワーク株式会社への事前相談は実施済みと認識していますが、接続検討については未実施でしょうか？未実施の場合、これは受注者側で実施することでしょうか？	●事前相談のみ県で実施しており、接続検討は未実施です。事業者が接続検討から連系開始までの一連の手続きを行うこととなります。	2月26日
14	募集要領	募集要領第2応募資格12：共同事業者には前項11の小売電気事業者は該当しますか。	●該当します。	2月26日
15	募集要領	【募集要項 第4応募手続き】企画提案への参加申込における提出書類について ・「募集要項 第4応募手続き_4企画提案への参加申込_（1）提出書類_ウ」について、「募集要領_第2応募資格」に記載の10項目に関する資料で問題ないか。また、ホームページ等に掲載している内容の写しでも提出可能か。	●募集要領第4の4（1）ウ「応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等 1部」ですが、募集要領第2の10の「過去5年の期間において出力500kW以上の太陽光発電設備の導入実績」を確認するための資料になります。 ●実績が把握できれば、ホームページ等への掲載資料としても構いません。	2月26日

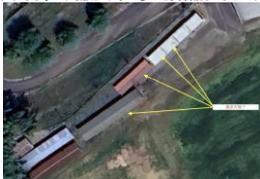
No	項目	内容	回答	回答日
16	募集要領	【募集要項_第6評価基準・配点】評価の視点について ・「1.実績」について、資金計画の評価視点および評価に必要な資料例をご教示いただきたい。本企画提案に限定せず、各案件の積算に基づく合計必要資金の計画から金融機関の借入および自己資金から資金捻出する場合、資金が一元単となり、本企画提案の資金計画を証明することが難しい。例えば、金融機関から本企画提案向けの融資意思表明書、資金調達時点の自社現預金見込み表で充足するか。	●特に資料は指定しませんが、事業実施のための資金を捻出することに問題がないと説明できるものとしてください。	2月26日
17	募集要領	【募集要項_第6評価基準・配点】評価の視点について ・「5.バランス」について、インバランス料金は個々の発電所単位ではなく、バランスグループ単位で発生するため、バランスグループの規模がインバランス発生リスクに影響するが、そうしたバランスグループの規模の大小も評価の視点となり得るといことか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
18	募集要領	【募集要項_第6評価基準・配点】評価の視点について ・「6.再エネ割合」について、PPA電力と証書電力の割合が大きいと評価が高いものと認識しているが、割合が大きいほど電気料金が高くなる。「7.電気料金（概算）」の評価との兼ね合いはどうなるか。	●評価内容の細部に関する質問であるため、お答えできません。	2月26日
19	募集要領	【募集要項_第6評価基準・配点】評価の視点について ・「7.電気料金（概算）」について、“算定方法が適切”であることが評価の視点に織り込まれているが、その妥当性はどのように評価されるか【例えば、一般的に変動する燃料費等調整について、将来想定値の妥当性をどのように評価されるか】。	●PPA電力に関しては、仕様書（案）6（1）オのとおり、設備の設置、運用、維持管理、撤去、託送料、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費が適切に含まれているか、補給電力に関しては、適切な費目が計上され、費目の内容が理解できるものか、を含め、総合的に評価します。 ●なお、燃料費等調整費は、仕様書（案）6（2）エのとおり、将来想定値で算出するような費目については、直近過去12か月の価格あるいは最新価格等をお示しいただき、現実的かつ合理的な方法で価格が算出されているか、を含め、総合的に評価します。	2月26日
20	募集要領	【募集要項_第6評価基準・配点】評価の視点について ・「8.地域共生及び地域貢献策」について、“証書電力の産地を宮城県産として優先調達”が評価の視点に織り込まれているが、あくまで優先調達であり、実際には市場の状況等により調達できない可能性（宮城県産以外の証書となる可能性）があるが、許容されるか。	●許容されます。	2月26日
21	募集要領	【募集要項_様式第3・4・5号】提出書類署名欄の代表者氏名について ・提出する様式の署名欄における代表者氏名について、代表取締役社長からの委任により該当する地域の支店長を代表者として対応を進めたいか問題ないか。その場合は、委任状の提出が必要となるか。	●問題ありません。 ●委任状は不要です。	2月26日
22	募集要領	【募集要項_様式第6号】補給電力④託送料単価の記載について ・記載項目が③従量単価と④託送料単価に分かれているが、③従量単価に託送料単価を包含し、④の託送料単価の記載を空欄としても問題ないか。	●問題ありません。	2月26日
23	募集要領	小売事業者の固定要件（提案時点の記載方法／採択後変更）について 提案時点における小売事業者について、「予定」等の記載で差し支えないか。また、採択後にやむを得ず小売事業者を変更する場合、県承認の要否および条件をご教示いただきたい。 （任意）小売事業者の選定期間（提案時／協定締結時／運開前）について県の想定があれば併せてご教示いただきたい。	●別紙「企画提案書について」1（3）ウのとおり、「予定」でも構いません。 ●採択後にやむを得ず小売電気事業者を変更する場合は、県と協議してください。小売電気事業者を予定として企画提案を行う場合、実施協定の締結までには、選定を完了してください。	2月26日
24	募集要領	募集要領4頁第4 1(4)ア(ア)の記述について、旧米谷工業高等学校の地積測量図も提供データとして記載されている一方で、ご提供いただいた資料一式には、「データ無し」と整理されていました。資料一式にて整理されている通り、旧米谷工業高等学校においては地積測量図のデータは無いという認識でしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
25	募集要領	募集要領5頁第4 2(3)の記述について、質問に対する回答がHPに掲載された際は、各事業者に通知されますか。	様式第1号「質問書」に記載の質問者に対して、HPへ掲載した旨、メールでお知らせします。	2月26日
26	募集要領	プレゼンテーション審査にて、提案書の内容を整理したパワーポイントスライドを投影して口頭説明することは認められますか。	●不可とします。	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
27	募集要領	本業務における契約は、契約保証金対象の業務となりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●契約保証金については、県財務規則第114条に基づき、以下に該当する場合には、全部又は一部を納めないことができるものとします。 ・契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ・契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 ・過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ・法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。 ・選定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の相手方を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約に係る保険金請求権又は当該契約の相手方を被保証者として保証事業会社との間に締結された債務の不履行によって当該契約の相手方に生じる損害金の支払を保証する保証契約に係る保証金請求権について、当該選定事業に係る契約による債務の不履行によって生じる損害金の支払を目的とする債権の担保として質権が設定されたとき。 ・確実に契約が履行されるもので県が適当と認めるとき。 	2月26日
28	募集要領	募集要領3頁第2 12(2)の記述について、県は代表者とのみ実施協定及び電力供給契約を締結するとの事ですが、代表者は小売電気事業者登録がなくても大丈夫でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●小売電気事業者の登録のない事業者を代表者としても構いません。 ●なお、募集要領第2の12(2)の実施協定については、基本的に補助事業を行う発電事業者との役割分担を定義すること等を目的として締結することを想定しています。代表者が発電事業者ではない場合や、実施協定に小売電気事業者や代表者を含める必要がある場合、役割分担を整理した上で、協定書の内容を見直した後に実施協定を締結します。 ●また、PPA電力及び補給電力に係る電力供給契約については、電力供給開始日までに、契約当事者に関する調整を含め、内容を整理した上で、契約締結を行います。 	2月26日
29	募集要領	募集要領4頁第4 1(4)ア(ア)の記述について、事業者決定後に行う地質調査結果が、提案時に貴県から受領した地質調査資料との内容と差異があり、提案時の仕様から変更が生じて設置費用が増加した際は、別紙5「予想されるリスクと責任分担」における、「不可抗力」に該当すると整理し、提案単価の変更等について協議できる理解でよろしいでしょうか。	●仕様書(案)6(1)キ(イ)のとおり、企画提案時の費用と大幅な乖離があり、事業者にとって契約単価が著しく不当かつやむを得ない合理的理由があると認められる場合に該当し、企画提案時点において、予見ができず、真にやむを得ない合理的理由があると県が認めた場合に限り、県と協議可能です。なお、協議時には、単価上昇を示す根拠資料を提出いただく必要があります。	2月26日
30	募集要領	本業務により得た情報を、乙の所属するグループ会社の役員および従業員ならびに弁護士、公認会計士等の法令上の守秘義務を負う専門家に対する開示際も、事前にご承諾頂く必要がございますか。	●募集要領第11の1(1)のとおりです。	2月26日
31	仕様書(案)	<仕様書(案)12配慮すべき事項(2)> 「除草等の維持管理においては、地元関係者と協議」と記載があります。「地元関係者」とは誰か、また、いつ協議すべきかご教示下さい。	●「地元関係者」とは、地元市町村及び管轄行政区を始めとする周辺住民等を指します。市条例に基づき、施工前の調査・設計段階で協議願います。	2月26日
32	仕様書(案)	<仕様書(案)12配慮すべき事項(3)> 「設備設置エリアの外内外に関わらず、グラウンド全体を管理し、除草等を適切に行うこと。」と記載があります。 管理すべき範囲は、別紙2-1「使用許可エリア」赤枠内と捉えてよろしいでしょうか。また、「除草等を適切に行うこと」と記載がありますが、除草等の仕様は提案によると理解してよろしいでしょうか。	●いずれもお見込みのとおりです。なお、除草等については、車1台分が走行可能な程度となることを目安としますが、最終的には地元市町村や周辺住民等からの意見を可能な範囲で踏まえながら、決定してください。	2月26日
33	仕様書(案)	<仕様書(案)12配慮すべき事項(3)> 「別紙2-1記載の清掃エリアについて、設置期間及び運転期間において、少なくとも年1回は清掃活動に努めること。」と記載がありますが、道路管理者との事前協議や調整は不要と捉えて良いでしょうか。また「清掃活動」は、落ち葉や枯れ木の収集・廃棄を想定しますが、ここで収集した落ち葉等は「事業ごみ(宮城県に許可を得た事業活動により発生したごみ)」扱いとなるが「産業廃棄物」ではない認識で正しいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃にあたって、道路管理者である登米市との事前協議や調整が必要です。 ●収集した落ち葉等の扱いについては、お見込みのとおりです。 	2月26日
34	仕様書(案)	<仕様書4項(1)イ> 設置工事の完了が期日までに見込めない場合には、当面の間、補給電力のみで電力供給を開始する旨が記載されています。 この場合、補給電力の供給期間は先行供給期間+PPA電力の運転期間(20年間)となるという理解でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
35	仕様書(案)	<仕様書4項(2)ウおよび6項(2)カ> 補給電力および非化石証書については、一定額とするか変動させるかは任意とされており、また制度改定時には協議を行う旨が記載されています。 このため、補給電力に付与する非化石証書の価格についても、契約期間中に制度改定や市場環境の変化があった場合には、県と協議の上で価格を変動させることが可能という理解でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
36	仕様書（案）	<p><仕様書 6 項（2）カ> 補給電力の契約単価および基本料金単価について、契約期間中に一定額とするか変動させるかは任意とされています。 契約単価を変動制とした場合には、変動時において県と事業者の間で協議を行うことを前提とするという理解でよろしいでしょうか。 また、当該協議において合理的な条件で合意に至らなかった場合には、契約を解除することが可能であり、その際、事業者に実損が生じる場合は、合理的な範囲で解約金等を県へ請求できる余地があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●いずれもお見込みのとおりです。</p>	2月26日
37	仕様書（案）	<p><県による第三者への土地譲渡時の通知・地位承継> 仮にはごさいますが、事業期間中において、宮城県様が本事業の対象地を第三者へ譲渡する場合、事業者に対して事前に書面等による通知をいただくことが可能でしょうか。 また、その際には、譲受人による地位承継等を前提として、本事業に係る発電事業を継続することが可能となるよう、県と協議を行う余地があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●可能です。 ●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
38	仕様書（案）	<p><発電事業者と小売電気事業者が異なる場合の手続き・補助金申請者について> 本事業において、電気小売事業者と発電事業者が異なる体制とする場合、提案事業者（代表企業）から業務を受託した発電事業者が発電地の土地を利用するにあたり、県の実施協定等を前提として、必要な手続きを整理・協議することが可能という理解でよろしいでしょうか。 また、その場合の県補助金については、提案事業者を申請者とするか、実質的に設備を保有・運営する発電事業者を申請者とするかについて、県と協議の上で整理することが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●実施協定については、回答No28のとおりです。 ●県補助金の申請者については、補助事業を行う発電事業者が申請することを想定していますが、発電事業者以外が補助事業を行う場合は、申請者について県と事前に協議してください。なお、代表者と発電事業者が異なるケースも想定されることから、様式第3号「企画提案申込書」を修正の上、掲載しましたので、ご確認ください。</p>	2月26日
39	仕様書（案）	<p><移設が必要となった場合の代替候補地の提示について> 仕様書に基づき、県の都合等により設備の移設が必要となった場合において、仮に県から提示された移設先の土地が、技術的・法令的・経済的な観点から発電事業の継続が困難であると事業者が合理的に判断した場合には、県と協議の上で、別の代替候補地を提示いただくことが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
40	仕様書（案）	<p><需要地の廃止時における代替需要地の検討について> 事業期間中において、県の都合により需要地の廃止が必要となった場合については、仕様書等に基づき、事業期間の延長について協議を行うものとされていますが、それに加えて、事業の継続性および再生電力の有効活用の観点から、代替となる需要地の設定についても、県と事業者の間で協議・検討を行う余地があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
41	仕様書（案）	<p>仕様書12 配慮すべき事項（1）の「登米総合産業高等学校へ優先して割り当てて電力供給すること」について、3地点の需要の大きさに応じて開発する発電設備からの電力を配分して供給することを考えているが、対応に違和感はありませんでしょうか？</p>	<p>●宮城県庁舎に優先供給して余剰電力を登米総合産業高等学校へ供給する、に該当しなければ可能です。</p>	2月26日
42	仕様書（案）	<p>仕様書10 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様（9）の温室効果ガスの削減効果の検証について、具体的な手法に関する指定はありますか？</p>	<p>●基本的には、オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱様式第6号を提出いただき、削減効果を確認します。</p>	2月26日
43	仕様書（案）	<p>仕様書7 設備工事前の調査・手続きに関して、県側が実施する関係法令の調査はすでに終了しているのでしょうか？ そうであれば結果について情報提供をいただけないでしょうか。</p>	<p>●手続きが必要な法令や、特に確認が必要な法令を仕様書（案）7（4）に掲載しています。なお、仕様書（案）13（4）のとおり、調査の主体は事業者とします。県が把握している情報については、実施協定締結後に提供します。 ●その他、関係法令について、以下HPにまとめていますので、参考にしてください。 （https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/renewable-energy-llmiyagi.html）</p>	2月26日
44	仕様書（案）	<p>仕様書(案)_4事業期間_(2)補給電力_ウ：PPA同様、契約期間20年は可能か。また、宮城県が考える最長の契約期間は何年か</p>	<p>●仕様書（案）4（2）ウのとおり、可能です。 ●最長期間の想定はありませんが、2050年カーボンニュートラルを見据え、20年間の電力供給期間中に、2050年に降への延長について、適切な時期に協議していきたいと思います。</p>	2月26日
45	仕様書（案）	<p>仕様書(案)_6.契約単価等_(2)補給電力_カ：契約期間中に一定額とするか変動とするかは任意と記載ありますが、市場連動性を用いた単価設定も可の認識で良いか？</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
46	仕様書（案）	<p>仕様書（案）6 契約単価等 キ(イ)：調査/工事中に埋設物が出た場合も対象となりますでしょうか？</p>	<p>●回答No29のとおりです。</p>	2月26日
47	仕様書（案）	<p>仕様書（案）6 1 2 配慮すべき事項（2）：現在の土地管理上、除草範囲/頻度はどの程度でしょうか？ また除草剤の使用は可能でしょうか？</p>	<p>●除草範囲は、別紙2-1及び別紙2-2の使用許可エリア（赤枠）を最低限含むものとします。回数については指定しません。最終的には地元市町村や周辺住民等からの意見を可能な範囲で踏まえながら、決定してください。 ●除草剤の使用は原則不可とします。</p>	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
48	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】PPA電力について ・ PPA電力の提案価格について、一般送配電事業者等が定める託送等供給約款の変更または法令の制定もしくは改廃、容量市場を含む市場動向や物価の大幅な変動といった社会情勢の変化または発電や電源調達費用の著しい変動等により、単価を変更する必要が生じたときは協議のうえ変更することは可能か。	●仕様書（案）6（1）キ（ウ）のとおり、事業者にとって、契約単価が著しく不当と認められる場合に該当し、企画提案時点において、予見ができず、真にやむを得ない合理的理由があると県が認めた場合に限り、県と協議可能です。なお、協議時には、単価上昇を示す根拠資料を提出いただく必要があります。	2月26日
49	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】PPA電力について ・ “各需要地において、PPA電力と補給電力を足し合わせた総額が県提示価格以下となるよう設定する”について、現時点では県提示価格以下となる見通しであるものの、将来的に実際の電気料金が県提示価格を超過する可能性は否定できないが、許容されるか。	●県提示価格を超過することが明らかになった場合に、市場の状況等も踏まえ、対応について協議することとします。	2月26日
50	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】PPA電力について ・ 契約単価が事業者提案単価を上回る例外的なケースの一つとして、“系統設備に対する工事費負担金や基礎架台の費用等について、企画提案時の費用と大幅な乖離があり、事業者にとって契約単価が著しく不当かつやむを得ない合理的理由があると認められる場合”とあるが、東北電力ネットワークに支払う「系統連系工事費負担金」は、事業者側で想定するというのか。その場合、事業者によって想定金額に差異が生じる可能性があるが、その妥当性をどのように評価するのか。	●別紙「企画提案書について」1（3）オ（ア）のとおり、工事費負担金は、事業者側で想定してください。 ●工事費負担金が明らかではない場合は、過去の実績等をベースとして、各社の知見により推計いただき、妥当性を評価します。	2月26日
51	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】PPA電力について ・ PPA電力の料金請求について、発電と需要の同時同量の確認作業に時間を要するため、タイムラグが発生する見通し。そのため、補給電力側の単価にて一度使用料全量分を翌月に請求し、PPA電力と補給電力の単価差額分を翌々月に請求する請求方法を検討しているが、許容されるか。	●許容されます。	2月26日
52	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】PPA電力について ・ 補給電力の契約が満了したのち、別の小売電気事業者と契約されることとなった場合（＝分割供給）、PPA電力の単価を変更せざるを得ない場合は、協議のうえ変更することは可能か。	●仕様書（案）6（1）キ（ウ）のとおり、事業者にとって、契約単価が著しく不当と認められる場合に該当し、企画提案時点において、予見ができず、真にやむを得ない合理的理由があると県が認めた場合に限り、県と協議可能です。なお、協議時には、単価上昇を示す根拠資料を提出いただく必要があります。	2月26日
53	仕様書（案）	【仕様書_6契約単価等】補給電力について ・ 弊社は、燃料費等調整単価について、2026年4月1日に算定方法の見直しを行い、以降は、新たな算定に変更となるため、企画提案書でご提案する燃料費等調整単価は、最新の燃料(市場)価格等の諸元を用いて、2026年4月以降の燃料費等調整の算出方法に置き換え算出した燃料費等調整単価とすることで問題ないか。	●問題ありません。	2月26日
54	仕様書（案）	【仕様書_7設備工事前の調査・手続き】企画提案前の独自現地調査について ・ 追加工事等による想定外コストが生じないよう、企画提案書の提出前に宮城県側に事前に申し入れのうえ、現地測定等の調査を独自で実施することは可能か。	●不可とします。	2月26日
55	仕様書（案）	精算単位（30分/月次・年次補正）について 本事業における配分・精算単位は、30分値（同時同量）で確定との理解でよいか。 併せて、端数処理・計量差分・欠測等が生じた場合、月次・年次での補正精算（事後調整）の可否と手順をご教示いただきたい。	●本事業における配分・精算単位は、基本的に30分値（同時同量）を想定しています。 ●補正清算の方法については、実施協定締結後に、県と協議することとします。	2月26日
56	仕様書（案）	「登米高優先」の時間軸の明確化について 各発電地からの供給は「県庁より登米総合産業高校を優先」との要件があるが、優先の扱いは、30分ごとの優先か、月次/年次の総量での優先か、県の想定をご教示いただきたい。	●想定はないので、どちらでも構いません。	2月26日
57	仕様書（案）	登米高No2/No3の配分ルール（推奨の有無）について 登米高（地点：No2/No3）への配分について、以下はいずれも提案可能か。県として推奨（審査・運用上の想定）があればご教示いただきたい。 方式①：No2/No3合算需要として30分需要比按分 方式②：No2満額→残余をNo3（順序優先）	●いずれも可能です。	2月26日
58	仕様書（案）	余剰売電の当事者・精算について 余剰電力は県以外へ売電可能との記載があるが、実務上の整理として、売電の当事者（小売/PPA事業者）、売電収入の精算方法（請求書への相殺、別精算等）、売電収入を維持管理・更新費用へ充当する際の取扱い（会計処理・報告要件）について、県の想定をご教示いただきたい。	●毎年、売電した量と金額、支出した項目と金額について、報告様式により、県へ報告をすることを想定しており、その様式や他事項については、県と協議の上、稼働開始日までに整理することとします。	2月26日
59	仕様書（案）	余剰が発生した場合の「追加オペ不要」運用の許容について 余剰量が小さい場合に、売電スキーム新設等の追加オペレーションを前提とせず、小売事業者の通常運用の範囲で処理する考え方（売電・相殺等）を提案して差し支えないか。 ※「どの程度までを“通常運用の範囲”と見なすか」の考え方があれば併せてご教示いただきたい。	●結果として、本業務で導入した設備等の維持管理や更新のための費用に充てたという整理ができれば、問題ありません。	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
60	仕様書(案)	<p>小売介在時の責任分界(按分・データ・欠測補正・インバンス)について</p> <p>要項では、インバンスコストのリスクを鑑み、PPA電力と補給電力の小売電気事業者を一致させる方針が示されている一方、責任分界の詳細が明確ではない。小売事業者、PPA事業者、需要家の役割分担として、少なくとも以下について県の想定をご教示いただきたい。</p> <p>①30分按分計算の実装・算定責任</p> <p>②計量データの取得・取込み(発電所+需要地点3地点)の責任分界</p> <p>③欠測・差分発生時の補正手順(誰が、何を根拠に、いつ確定するか)</p> <p>④インバンス対応について、小売事業者が精算主体となる理解でよいか。併せて、インバンスコストの最終負担帰属(小売内包/需要家転嫁/PPA事業者側調整等)に関する県の想定があればご教示いただきたい。</p>	<p>●想定はないので、いずれも実施協定締結後、県と協議することとします。</p>	2月26日
61	仕様書(案)	<p>仕様書4頁6(2)エに「託送料及び燃料費等調整額並びに非化石証書調達費等について、独自に定める算定諸元により算出することを可との記載がありますが、当該算定諸元は、応募者もしくは協力事業者が定める電力需給約款等に基づくものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
62	別紙4「補給電力仕様書(案)」	<p>補給電力契約に関する仕様書(案)別紙4_2仕様(4): 本庁以外の2施設は分散検針ですが、仕様書では1日検針を推奨されています。変更届を行い線検針(1日検針)へ変更が必要なのでしょうか?仮に変更不可の判断とされた場合は、分散検針を用いて料金計算を実施することで問題ないでしょうか?</p>	<p>●原則、線検針としますが、線検針ができない状況になった場合は、分散検針を可とします。</p>	2月26日
63	別紙4「補給電力仕様書(案)」	<p>補給電力契約に関する仕様書(案)別紙4_2仕様(3): 線検針(1日検針)変更不可の場合、分散検針の2施設の契約開始時期は、令和9年4月以降の検針日からという認識でいいのでしょうか?</p>	<p>●お見込みのとおりですが、本業務前の電力供給契約は令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から本業務に係る電力供給を開始することを基本的に想定しています。</p>	2月26日
64	別紙5「リスクと責任分担」	<p><仕様書別紙5「リスクと責任分担」における「共通 事業の中止・延期」></p> <p>「県の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)」については、負担者が県と整理されています。</p> <p>この場合、県の都合により事業期間途中で契約解除・解約が生じた場合には、事業者実際に生じた未回収費用等について、合理的な範囲において、事業者から県へ解約金を請求することが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●別紙5「リスクと責任分担」中の「県の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)」に該当し、事業中止となる場合は、お見込みのとおりです。</p>	2月26日
65	別紙5「リスクと責任分担」	<p><仕様書別紙5「維持管理関連 電力消費量の減少」></p> <p>「県有施設に起因する大幅な電力消費量の減少」については、負担者が県と整理されています。</p> <p>当該ケースにおいて、事業者からの申し入れを前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約単価の見直し ・ 契約期間の延長 <p>について、県と協議を行うことが可能という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、事前に基準を明確化する観点から、最低使用電力量(最低購入量)等の設定について、事業者から県へ協議を申し入れることも可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●別紙5「リスクと責任分担」中の「県有施設に起因する大幅な電力消費量の減少」に該当する場合、県の負担方法としては、お見込みのとおりです。</p> <p>●最低使用電力量(最低購入量)等の設定について、実質的に基本料金を定めると同義であるため、PPA電力に関しては不可、補給電力に関しては可としますが、実施協定締結後に、県と協議することとします。</p>	2月26日
66	別紙5「リスクと責任分担」	<p><仕様書別紙5「維持管理関連 電力消費量の減少」></p> <p>「大幅な電力消費量の減少」とは、年間使用電力量の減少のみならず、施設の運用変更等により時間帯別の負荷特性(昼間負荷・夜間負荷等)に大きな変化が生じた場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合のリスクおよび費用負担については、同整理に基づき県が負担者となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
67	別紙5「リスクと責任分担」	<p><仕様書別紙5「建設段階 工事遅延・未完工」></p> <p>原則として負担者が事業者と整理されていますが、電力会社との系統運系協議の長期化等、事業者の責にやらない合理的な理由により工事が遅延する場合については、県との協議を前提として、工事期間の延長が認められる余地があり、この事業期間の延長を行ったとしても補助事業として扱われる余地があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>	2月26日
68	別紙5「リスクと責任分担」	<p><仕様書別紙5「共通 不可抗力」></p> <p>天災・暴動等が例示されていますが、第三者による不法侵入、盗難、器物損壊等についても、事業者の管理義務を超える事象である場合には、不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、そのような不可抗力事象により「建設段階 工事遅延・未完工」が生じた場合には、電力供給開始時期の遅延について、県と協議の上で認められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>●不可抗力については、個別具体的に判断しますので、一概に断定できません。</p> <p>●PPA電力の遅延については、お見込みのとおりです。</p>	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
69	旧米谷工業高等学校	<p><法令・条例・許認可等の確認> 公図上にいわゆる青道（法定外公共物）が含まれている箇所が見受けられます。 本事業における太陽光発電設備および附属設備の設置・維持管理にあたり、当該青道部分について、県との協議および必要な手続きを前提として利用することが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	●お見込みのとおりです。	2月26日
70	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校における発電所建設に関して、系統までの配線工事に、既設の構内柱を使用して問題ないでしょうか？また、PPAの契約期間内に撤去予定など無いでしょうか？	●既設の構内柱を使用した提案を可としますが、実際の可否については、実施協定締結後、県と協議してください。 ●現時点で、撤去予定はありません。	2月26日
71	旧米谷工業高等学校	No72と同様に旧米谷工業高校における発電所建設に関して、水路、設置物を無視し最大設置を行う場合、接地物の撤去は宮城県側で可能でしょうか？	●事業者側で撤去するものとします。	2月26日
72	旧米谷工業高等学校	系統連系候補場所まで、敷地構内柱活用は可能でしょうか？（別紙2-1）	●回答No70のとおりです。	2月26日
73	旧米谷工業高等学校	<p>【仕様書 12配慮すべき事項】PPA電力について ・(3)旧米谷工業高等学校の清掃について、冬季の除雪や倒木、枝葉伐採なども清掃の範囲に含まれるか。必要となる清掃内容について、可能な限り具体的な開示を希望したい。</p>	●回答No32のとおりです。	2月26日
74	旧米谷工業高等学校	<p>現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校について、建設工事にあたり、グラウンド中心付近の埋立後の井戸らしき残置物、駐輪場および部活動小屋（以下参照）を事業者任意で撤去することは可能か（ただし、設計等次第では撤去しない場合あり）。撤去不可の設備があれば開示いただきたい。</p> 	●いずれも提案を可としますが、実際の可否については、実施協定締結後、県と協議してください。	2月26日
75	旧米谷工業高等学校	<p>現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校の校舎屋上太陽光パネルについて、現在使用していないとの理解でよい。今後の撤去方針について開示いただきたい。</p>	●現在使用していませんが、具体的な撤去の計画は立っていません。	2月26日
76	旧米谷工業高等学校	<p>現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校における系統連系地点について、別紙2-1に提示された候補地点以外とすることは問題ないか（例えば、校舎正門付近を系統連系地点とし、グラウンドに引き込むルートでも問題ないか）。</p>	●問題ありません。	2月26日
77	旧米谷工業高等学校	<p>現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校のグラウンド南側にある外灯ポールについて、事業者側で活用させていただくことは可能か（例えば、監視カメラの設置など）。</p>	●外灯ポールを使用した提案を可としますが、実際の可否については、実施協定締結後、県と協議してください。	2月26日
78	旧米谷工業高等学校	<p>現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校のパネル設置エリアにおいて、エリア周囲を柵で囲う予定だが、周囲柵の門扉位置について指定があればご教示願う。</p>	●指定はありません。	2月26日
79	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校 別紙2-1 ①-2 清掃エリアとは何でしょうか（次ページを確認しましたが具体的な詳細内容が分かりませんでした。）	●別紙2-1の2枚目の150m程度の市道を指しています。	2月26日
80	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校 キュービクル周りの埋設配管図資料はありますでしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
81	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校 工事時にキュービクル付近の門からの車両出入りは可能でしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
82	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校 配線施工で渡り廊下の屋根が支障となる場合、屋根を撤去することは可能でしょうか。	●撤去を前提とした提案は可としますが、実際の可否については、実施協定締結後、県と協議してください。	2月26日
83	旧米谷工業高等学校	旧米谷工業高校 事業用地南側の木を伐採することは可能でしょうか。	●不可とします。	2月26日
84	旧米谷工業高等学校	敷地内にある廃材（ブロック、廃タイヤ、金属片等）は、学校内の端等、管理維持に影響の無い場所へ移設、残地しても良いでしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
85	旧米谷工業高等学校	使用許可エリア内に公図上記載があります水及び道上に、設備の設置は可能でしょうか、またその際必要な申請等がありますでしょうか。	●可能です。 ●必要な手続きについては、実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
86	旧米谷工業高等学校	連系柱について事前相談申込書に記載の新米谷幹線63東8ではなく、新米谷幹線63東4から連系へ変更は可能でしょうか。	●回答No76のとおりです。	2月26日
87	旧米谷工業高等学校	既設構内柱の流用は可能でしょうか。	●回答No70のとおりです。	2月26日
88	旧米谷工業高等学校	既設構内柱のケーブルは撤去可能でしょうか。	●撤去を前提とした提案は可としますが、実際の可否については、実施協定締結後、県と協議してください。	2月26日
89	旧米谷工業高等学校	ケーブルルートに既設建物を使用する事は可能でしょうか。	●建物の中や、建物の屋上等を活用することは不可とします。	2月26日
90	旧米谷工業高等学校	仮設設備設置、資材の置き場として使用許可エリア以外の学校敷地を使用する事は可能でしょうか	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
91	旧米谷工業高等学校	校庭（グラウンド）が登米市の指定緊急避難場所となっていますが、使用許可エリア（赤枠）内は制限なく使用可能（避難スペースは確保しなくてよい）という認識でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
92	旧米谷工業高等学校	清掃エリアにおいて求められる清掃活動について、最低限の清掃仕様・内容（示されている清掃回数を除く）をご教示いただくことは可能でしょうか。	●回答No32のとおりです。	2月26日
93	旧米谷工業高等学校	「設備設置エリアの内外に関わらず、グラウンド全体を管理」とありますが、グラウンド全体は使用許可エリア内を指す認識でよろしいでしょうか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
94	旧米谷工業高等学校	雑草状況を確認するため夏場のグラウンド写真を提供いただくことは可能でしょうか。また、雑草の繁茂対策として、除草剤を撒くことは可能でしょうか。	●一昨年9月頃のグラウンド写真を以下に掲載します。なお、現在は、牧草地として、牧草の種子を撒いて利用しています。  ●除草剤については、回答No47のとおりです。	2月26日
95	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	【仕様書_12配慮すべき事項】PPA電力について ・(4)水産技術総合センター種苗生産施設跡地について、“周辺道路の走行や漁業及び周辺事業所等への影響を最小限とすること”とあるが、具体的な禁止事項があれば開示を希望したい。また、“別紙2-2記載の谷川防潮水門について、南方向にある大草山中継局と70MHz帯の無線通信を行っていることから、影響がないよう配慮すること”とあるが、具体的な禁止事項があれば開示いただきたい。	●パネルの反射による影響を想定しているため、パネル自体の製品及び角度並びに向きについて、配慮願います。また、コンクリート工事を行う場合、pHを高める可能性もあるので、影響が最小限となるよう配慮願います。 ●電波障害による影響を想定しているため、電波障害が出ないよう、留意願います。	2月26日
96	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	水産技術総合センター跡地 堤防下の道路の幅ほどの程度確保する必要がありますか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
97	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	開発行為の資料があれば開示していただけますでしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
98	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	隣の山林斜面が崩落しているようでしたが、こちらの対策工事は予定されてますでしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
99	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	地盤改良されているようですが、地盤改良の施工資料はありますでしょうか。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
100	水産技術総合センター種 苗生産施設跡地	仕様書（案）12 配慮すべき事項（2） 水産技術総合センター種苗生産施設跡地について 太陽光設置場所(フェンス)から堤防までの隔離指定は御座いますでしょうか	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
101	旧米谷工業高等学校、水 産技術総合センター種 苗生産施設跡地	現地見学会を踏まえた質問 ・旧米谷工業高等学校および種苗生産施設跡地において、埋設物に関する情報があれば提供願う（旧米谷工業高校のグラウンド周囲において外灯配線が埋設されていると思われる地点があったことから、念のため確認したい）。	●実施協定締結後、県へ確認してください。	2月26日
102	旧米谷工業高等学校、水 産技術総合センター種 苗生産施設跡地	設置予定地における支障木（伐採・枝払い等）の可否と手続きについて 発電設備設置予定地および連系工事ルート周辺において、日影影響の低減や施工・保安上の観点から、支障となる樹木の伐採・枝払い等が必要となる可能性がある。については、以下について県の方針・手続き（窓口、承認要否、制約条件）をご教示いただきたい。 ①伐採・枝払い等が可能な範囲（敷地内／敷地外、県有地／民有地等） ②必要な許認可・協議（林地関連、景観・文化財、道路占用、近隣調整等の要否） ③県側で指定する制約条件（伐採禁止区域、伐採時期制限、復旧・植栽義務等の有無） ④連系工事ルート確定前に、伐採計画（影の影響低減を含む）を提案書に記載する際の留意点	①③④回答No83のとおりです。 ②回答No43のとおりです。	2月26日
103	旧米谷工業高等学校、水 産技術総合センター種 苗生産施設跡地	既設電柱の使用可否・改造/手入りの可否（連系工事の前提確認）について 設置予定地周辺の既設電柱を連系工事に活用することを想定した場合、 ①当該既設電柱の使用可否（連系点としての使用、添架可否等） ②既設電柱使用の場合、必要となる改造・補強・更新・移設等（いわゆる改造/手入れ）の実施可否と手続きは？ ③改造等が必要な場合の費用負担按分の考え方（連係工事費負担金との関係、県側での指定の有無）について、県の想定・留意点があればご教示いただきたい。	①回答No70及びNo76のとおりです。 ②いずれも提案は可としますが、実際の可否や手続きについては、実施協定締結後、県へ確認してください。 ③改造等については、原則、事業者負担とします。	2月26日
104	その他	その他 ・募集要項や仕様書等に記載のない項目に関し、詳細な契約内容・条件は、公募採択後に別途協議させていただき認識でよいか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
105	様式第3号「企画提案参 加申込書」	様式第3号企画提案参加申込書について、「応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等」については、応募事業者（代表者）だけでなく、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の実績のものでよろしいでしょうか。	●構いません。	2月26日

No	項目	内容	回答	回答日
106	様式第3号「企画提案参加申込書」	募集要領に記載されている提出書類および様式番号と企画提案参加申込書（様式第3号）の下部に記載されている添付書類の内容に齟齬がございますが、どちらが正しいでしょうか。	●募集要領第10を正とします。様式第3号「企画提案参加申込書」の添付書類は「企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第4号）1部」、「提案地一覧（様式第5号）1部」、「応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等1部」となります（HP掲載の様式第3号を修正の上、再掲載しました）。	2月26日
107	様式第4号「企画提案応募資格に係る宣誓書」	企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第4号)の提出は代表者のみの提出でよいか。	●お見込みのとおりです。	2月26日
108	県補助金	補助金実施要領5 申請受付期間には、「本業務の事業予定者を県で決定した日以降に申請を受け付ける」とあり、同実施要領7 交付決定時期には「令和8年4月下旬予定」とありますが、これは令和8年4月中旬の本事業の選定結果通知から1週間程度です。宮城県としては選定決定後、即座に交付金を申請し、その交付に関して判断するという時間軸でしょうか？また、選定結果通知後に補助金申請書類の準備に時間がかかる場合などについて、交付決定時期を後ろ倒しすることは考えられますか？	●選定結果の通知に合わせて、県補助金の採択を行う予定であることから、採択額どおりに交付申請、交付決定となることを想定しています。 ●早期の事業実施を目的として交付決定予定時期を定めていることから、その時期を後ろ倒しとすることは想定していませんが、別表2に記載の補助金交付申請の添付書類に関しては、現実的に用意できる範囲において提出いただく予定です。	2月26日
109	県補助金	工事費負担金（連系費）上限「1.35万円/kW」のkW基準定義について 工事費負担金（系統設備に対する工事費負担金）の上限「1.35万円/kW」について、kWの算定基準はDC（モジュール容量）かAC（受電/契約kW）のいずれかを容量基準をご教示いただきたい。	●工事費負担金の上限額を算出する際の「kW」ですが、各発電地において、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値としてください。	2月26日